

令和3年度第1四半期における公益法人への会費支出の状況

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当りの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本人間ドック学会	8010005008609	年会費	1,140,000	A(医師):10,000 B(医師以外):6,000 C(施設):30,000	令和3年 4月12日 4月14日 4月16日 4月19日 4月26日 4月28日 4月30日 5月 7日 5月20日 5月31日 6月18日 6月22日 6月28日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本医師会	5010005004635	年会費	986,000	A①会員:126,000 A②B会員:68,000 30歳以下:39,000 A②C会員:21,000 B会員:28,000	令和3年 4月21日 4月28日 4月30日 5月17日 5月20日 5月24日 5月26日 5月28日 5月31日 6月 7日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本中毒情報センター	6050005010703	年会費	320,000	団体会員:100,000 個人会員:10,000	令和3年 4月 1日 4月 7日 4月 9日 4月15日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 全国老人保健施設協会	2010405009773	年会費	2,246,000	50,000 + α (入所定員割) (α = 1床あたり500)	令和3年 4月 6日 4月 8日 4月 9日 4月12日 4月13日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本医学放射線学会	9010005018334	年会費	80,000	正会員 年額 15,000円 賛助会員 年額 50,000円	令和3年 4月30日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本歯科医師会	2010005004051	年会費	82,000	正会員(第一種)38,000 正会員(第二種)19,000 準会員(第三種)12,500	令和3年 4月28日 5月31日 6月18日 6月29日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	年会費	700,000	団体会員:100,000 個人会員:4,000	令和3年 4月30日 5月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益社団法人 日本麻酔科学会	1140005005384	年会費	35,000	一口:18,000	令和3年 5月31日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	独立行政法人地域医療機能推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機構	5010005016639	年会費	1,020,000	一口:60,000	令和3年 4月 8日 4月 9日 4月20日 4月23日 4月30日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公財	国認定

厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	病院機能評価 申込金	2,530,000	—	令和3年 6月 4日 6月10日	—	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	研修参加費	8,800	—	令和3年 6月10日	—	公財	国認定
厚生労働省	独立行政法人 地域医療機能 推進機構	6040005003798	公益財団法人 日本医療機能評価機 構	5010005016639	産科医療 補償制度	17,888,000	—	令和3年 4月27日 4月30日 5月27日 5月31日 6月28日 6月30日	—	公財	国認定

【記載要領】
(注1)「公益法人」には、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
(注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。